

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の改正について

令和 6 年 6 月
経 済 産 業 省
鉱山・火薬類監理官付

1. 改正の背景

(1) 火薬類取扱所に係る改正

デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）において、「目視規制」や「定期検査・点検規制」等の代表的な 7 項目のアナログ規制について、デジタル原則に適合させるための見直しが進められ、第 6 回デジタル臨時行政調査会（令和 4 年 12 月 21 日）において「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が取りまとめられた。これを受け、令和 6 年 3 月に開催された中央鉱山保安協議会において、鉱山保安法令に関する規制について、見直しを要する条項とされた計 21 項目（目視規制 6、定期検査 11、常駐専任 3、書面掲示 1）の対応方針について審議した。この結果を踏まえ、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部について改正を行うもの。
※見直しが必要な条項については、本省令の改正に加え、鉱山保安法施行規則の改正、通知文による解釈の明確化により対応する。

(2) 掘削バージに係る改正

船舶に関する 2 つの国際条約（AFS 条約（2001 年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約）、MARPOL 条約（1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書））が改正され、船舶に使用される塗料や燃料中の硫黄分についての基準が改正されたことから、国土交通省は、船舶に関する関連規定を改正した。

今般、船舶と同様に海中で使用される掘削バージについても、これら 2 つの国際条約改正に対応するため、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部について改正を行うものである。

(3) 条ずれ等に係る改正

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令において引用している他法令で条項の番号がずれる等の改正（施行済み）があったこと、また、日本産業規格 Z 1601 において、貯蔵タンクに係る名称変更があったことを踏まえ、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部について改正を行うものである。

2. 改正の概要

(1) 火薬類取扱所に係る改正

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 40 条（火薬類取扱所）に掲げる「見張人」は、デジタル技術の活用等により見張人の業務と同等以上の措置を講じる場合は、見張人の配置は免除できるよう改める。

(2) 掘削バージに係る改正

AFS 条約の改正（2023 年 1 月発効）により、船舶塗料へのシブトリンの使用が制限されたため、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 18 条第 7 項第 2 号で定める掘削バージの防汚方法にシブトリンの使用をしないことを追加する。

また、MARPOL 条約の改正（2020 年 1 月発効）により、船舶燃料油中の硫黄分の基準が強化（上限値を 3.50 質量百分率から 0.50 質量百分率に引き下げ）されたため、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 18 条第 7 項第 4 号で定める掘削バージで使用する燃料油の硫黄含有率が 0.5 質量百分率を超えないものとするように改める。

(3) 条ずれ等に係る改正

大気汚染防止法、大気汚染防止法施行規則、瀬戸内海環境保全特別措置法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令において条項の番号がずれる等の改正

（施行済み）があったことにより、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 5 条第 3 号の 2、同条第 3 号の 3、同条第 11 号、同条第 21 号、第 6 条第 3 項における条ずれ等の修正を行う。また、同省令第 35 条第 2 項第 3 号イにおいて「日本産業規格 Z-601（液体用鋼製ドラム）」を「日本産業規格 Z-601（鋼製タイトヘッドドラム）」と改める。

○経済産業省令第四十一号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十一条第一項及び第十二条の規定に基づき、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 新藤 義考

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

(鉍害の防止)

第五条 鉍山等に設置される施設が鉍害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 三 「略」

三の二 水銀排出施設の排出口から大氣中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）は、大氣汚染防止法第十八条の二十七の排出基準に適合していること。

三の三 前号の水銀濃度の測定方法は、大氣汚染防止法施行規則第十六条の十九第一号の測定方法によること。

四 十 「略」

(鉍害の防止)

第五条 鉍山等に設置される施設が鉍害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 三 「略」

三の二 水銀排出施設の排出口から大氣中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）は、大氣汚染防止法第十八条の二十二の排出基準に適合していること。

三の三 前号の水銀濃度の測定方法は、大氣汚染防止法施行規則第十六条の十二第一号の測定方法によること。

四 十 「略」

十一 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域において、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当する施設を設置する鉱山等であつて同法第四条の五第一項の環境省令で定める規模以上のもの（以下「特定坑廃水鉱山等」という。）から公共用水域に排出する坑水又は廃水に係る同法第四条の二第一項及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する汚濁負荷量は、それぞれ水質汚濁防止法第四条の五第一項又は第二項の基準に適合していること。

十一 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域又は瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項に規定する区域において、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当する施設を設置する鉱山等であつて同法第四条の五第一項の環境省令で定める規模以上のもの（以下「特定坑廃水鉱山等」という。）から公共用水域に排出する坑水又は廃水に係る同法第四条の二第一項及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する汚濁負荷量は、それぞれ

十二〇二十 「略」

二十一 海洋施設から排出される油は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十条に定める排出方法に関する基準（掘削バージにあつては、同令第一条の九第二項に規定する排出基準）に適合していること。ただし、次のいずれかに該当する場合における油の排出については、この限りでない。

イ・ロ 「略」

水質汚濁防止法第四条の五第一項若しくは第二項又は瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の三第二項の基準に適合していること。

十二〇二十 「略」

二十一 海洋施設から排出される油は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十条に定める排出方法に関する基準（掘削バージにあつては、同令第一条の八第二項に規定する排出基準）に適合していること。ただし、次のいずれかに該当する場合における油の排出については、この限りでない。

イ・ロ 「略」

二十二 「略」

（規制基準等の変更に係る経過措置）

第六条 「略」

2 「略」

3 前条第十一号の規定は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第一条若しくは第四条の二、湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第五条、湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項の指定湖沼を定める政令、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府、通商産業省令第二号）第一条の四の改正又は湖沼水質保全特別措置法第

二十二 「略」

（規制基準等の変更に係る経過措置）

第六条 「略」

2 「略」

3 前条第十一号の規定は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第一条若しくは第四条の二、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）第二条若しくは第三条、湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第五条、湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項の指定湖沼を定める政令、水質汚濁防止法施行規

三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更により新たに特定坑廃水鉱山等となった鉱山等については、当該鉱山等が特定坑廃水鉱山等となった日から六月間は、適用しない。

4
〔略〕

(掘削バージ)

第十八条 〔略〕

2ゝ6 〔略〕

7 掘削バージが鉱害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。

則(昭和四十六年総理府、通商産業省令第二号)第一条の四の改正又は湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更により新たに特定坑廃水鉱山等となった鉱山等については、当該鉱山等が特定坑廃水鉱山等となった日から六月間は、適用しない。

4
〔略〕

(掘削バージ)

第十八条 〔略〕

2ゝ6 〔略〕

7 掘削バージが鉱害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 「略」

二 掘削バージの防汚方法（被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて掘削バージへの生物の付着を抑制し又は防止する方法をいう。

）においては、塗料が十分に乾燥した状態におけるスズの含有率が〇・二五質量百分率を超える有機スズ化合物又はシブトリンを使用していないこと。

三 「略」

四 掘削バージにおいて使用する燃料油は、硫黄の含有率が〇・五質量百分率を超えないものであり、かつ、無機酸を含まないこと。

五 「略」

一 「略」

二 掘削バージの防汚方法（被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて掘削バージへの生物の付着を抑制し又は防止する方法をいう。

）においては、塗料が十分に乾燥した状態におけるスズの含有率が〇・二五質量百分率を超える有機スズ化合物を使用していないこと。

三 「略」

四 掘削バージにおいて使用する燃料油は、硫黄の含有率が三・五質量百分率を超えないものであり、かつ、無機酸を含まないこと。

五 「略」

8
「略」

(坑内における燃料油貯蔵所及び燃料給油所)

第三十五条 「略」

2 燃料油貯蔵所については、次のとおりとする。
。

一・二 「略」

三 貯蔵の方法は、次によること。

イ 貯蔵量が二百リットル以下の貯蔵タンク

は、日本産業規格 Z 一六〇一 (鋼製タイト

ヘッドドラム) に適合するもの又はこれと

同等以上の性能を有する容器であること。

ロ 「略」

8
「略」

(坑内における燃料油貯蔵所及び燃料給油所)

第三十五条 「略」

2 燃料油貯蔵所については、次のとおりとする。
。

一・二 「略」

三 貯蔵の方法は、次によること。

イ 貯蔵量が二百リットル以下の貯蔵タンク

は、日本産業規格 Z 一六〇一 (液体用鋼製

ドラム) に適合するもの又はこれと同等以

上の性能を有する容器であること。

ロ 「略」

3
〔略〕

（火薬類取扱所）

第四十条 〔略〕

2 坑外の火薬類取扱所においては、次のとおりとする。

一 〔略〕

二 火薬類取扱所の建物の構造は、次によること。

イ 火薬類を存置するときに見張人を常時配置し、又はこれと同等以上の措置を講ずる場合を除き、平家建の鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと

3
〔略〕

（火薬類取扱所）

第四十条 〔略〕

2 坑外の火薬類取扱所においては、次のとおりとする。

一 〔略〕

二 火薬類取扱所の建物の構造は、次によること。

イ 火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、平家建の鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防止する

同等程度に盗難及び火災を防止することができる構造であること。

ロ 「略」

ハ 建物の入口の扉は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置し、又はこれと同等以上の措置を講ずる場合を除き、その外面に適当な厚さの鉄板を張ったものとし、かつ、錠を使用する等の盗難防止の措置が講じられていること。

ニ 「略」

三〇七 「略」

八 火薬類の盗難を防止するため、火薬類を存置するときに見張人を常時配置し、又はこれ

ことができる構造であること。

ロ 「略」

ハ 建物の入口の扉は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、その外面に適当な厚さの鉄板を張ったものとし、かつ、錠を使用する等の盗難防止の措置が講じられていること。

ニ 「略」

三〇七 「略」

八 火薬類の盗難を防止するため、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除

と同等以上の措置を講ずる場合を除き、適切な警鳴装置が設けられていること。

九 「略」

3 坑内の火薬類取扱所においては、前項第二号ハ及び第三号から第七号までに定めるもののほか、次のとおりとする。

一～六 「略」

七 坑口の付近に設置された坑内の火薬類取扱所には、火薬類の盗難を防止するため、火薬類を存置するときに見張人を常時配置し、又はこれと同等以上の措置を講ずる場合を除き、適切な警鳴装置が設けられていること。

4・5 「略」

き、適切な警鳴装置が設けられていること。

九 「略」

3 坑内の火薬類取扱所においては、前項第二号ハ及び第三号から第七号までに定めるもののほか、次のとおりとする。

一～六 「略」

七 坑口の付近に設置された坑内の火薬類取扱所には、火薬類の盗難を防止するため、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、適切な警鳴装置が設けられていること。

4・5 「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。